

(県内版)ウッドファーストあきた木材利用ポイント事業 事務取扱要領

制定	平成28年5月11日	林産-178
一部改正	平成28年8月8日	林産-543
一部改正	平成29年4月3日	林産-3

第1 趣 旨

この要領は、ウッドファーストあきた木材利用ポイント事業（以下「木材利用ポイント事業」という。）を、秋田県内を対象として行う事業の取扱事務について定めるものである。

第2 事業実施主体

この事務取扱要領における木材利用ポイント事業の実施主体は、別に定める「平成29年度ウッドファーストあきた木材利用ポイント事業に係る補助事業者の公募要領」により定めるものとする。

第3 定 義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 県産材

秋田県内（以下「県内」という。）の森林から生産された原木又は県内の森林を中心として生産された原木^(注1)（広葉樹にあつては、輸入された原木及び一次加工品^(注2)を含む。）を県内で製材・加工した木材製品

注1：県内の森林を中心として生産された原木とは、隣県（青森県・岩手県・宮城県・山形県）で生産された原木（丸太）をいう。

注2：広葉樹にあつては、輸入された原木及び一次加工品とは、主に高次加工用（フローリング等）の原料として輸入した原木及び製材品をいう。

(2) 県産構造材

県産材の構造材である、大引き、柱（通し柱及び管柱）、梁及び桁（胴差しを含む。）、束、棟木（隅木、谷木を含む。）及び母屋、垂木、根太、筋かい、間柱、窓まぐさ、窓台並びに構造材の用途に供する合板。なお、主要な構造材である、柱（通し柱及び管柱）、梁及び桁（胴差しを含む。）並びに構造材の用途に供する合板については、別表1に掲げる製品とする。

(3) 県産下地材等

県産材で、県産構造材以外の住宅部材（ただし、内装材及び建具を除く。）

(4) 県産内装材

県産材で、かつ住宅における内装材として生産されている製品

(5) 県産木製品

県内に製造拠点を持つ業者が県内で生産した県産材を用いた木製品

(6) 県内販売店

県内で薪・ペレットストーブ、県産木製品等を取り扱う事業者

(7) 審査団体

事業実施主体が定める当該事業における申請書面の審査団体

(8) 受付窓口

事業実施主体が定める当該事業における申請書の受理団体

(9) 商品交換対応団体

事業実施主体が定める当該事業における県産品交換の実施事業団体

(10) 県産材使用工務店等

積極的に県産材を使用した住宅を建築しようとする工務店等で、別に定める「県産材使用工務店等の登録要領」により、県産材使用工務店等として秋田県に登録された者

第4 交付の対象

事業実施主体は、事業実施年度の4月1日から同年度の1月31日までに、一定の条件を満たした施主等に対し、県産品等と交換できる「ウッドファーストあきた木材利用ポイント（以下「ポイント」という。）」を交付するものとする。

- 2 ポイントの交付を申請することができる者は、第5(1)から(4)までに掲げる要件に合致する者とし、1世帯当たり1名とする。

第5 交付の条件

第4に示すこの事業の対象については、次のとおりとする。

- (1) 住宅の新築・改築に県産構造材及び県産下地材を使用した場合であって、次の①から⑤のすべての条件を満たしたとき。

- ① 県内に自ら居住するための木造住宅であること。
- ② 施工者（工務店）が、県産材使用工務店等であること。
- ③ 県産構造材及び県産下地材等について、別表2に掲げる延べ床面積毎の使用量を満たしていること。
- ④ 完成年月日^(注)が事業実施年度の4月1日から同年度の1月31日までであること。

注：完成年月日とは、検査済証の発行年月日、又は住宅購入年月日のいずれかとする。

- ⑤ 施主等は、必要に応じて、県の現地確認や、住宅の情報提供依頼等に協力するものであること。

- (2) (1)の要件を満たした場合であって、かつ、梁及び桁（胴差しを含む）の総材積の50%以上が、県産材であること。

- (3) 住宅の新築又は改築に県産内装材を使用した場合であって、次の①から⑤のすべての条件を満たしたとき

- ① 県内に自ら居住するための住宅であること。
- ② 施工者（工務店）が、県産材使用工務店等であること。
- ③ 県産内装材について、別表3に掲げる区分毎の使用量を満たしていること。
- ④ 完成年月日が事業実施年度の4月1日から同年度の1月31日までであること。
- ⑤ 施主等は、必要に応じて、県の現地確認や、住宅の情報提供依頼等に協力するものであること。

- (4) ペレットストーブ等（県産木製品を含む）を購入した場合であって、次の①と②と④、①と③と④、又は①から④の全ての条件を満たしたとき。

- ① 県内に居住する者が、県内で使用するために購入すること。
- ② ペレットストーブ又は薪ストーブについては、県内販売店から新品かつ本体価格、附属機器及び設置に係る費用を含めた総額が10万円以上の製品を購入したこと。
- ③ 県産木製品については、県内販売店から新品かつ本体価格、附属品及び設置に係る費用を含めた総額が3万円以上の製品を購入したこと。
- ④ 購入年月日が事業実施年度の4月1日から同年度の1月31日までであること。

第6 ポイントの交付数等

この事業において、交付するポイント数については、次のとおりとする。

- (1) 第5(1)の場合にあつては、20万ポイント
- (2) 第5(2)の場合にあつては、第5(1)のポイントに、さらに10万ポイントを加算
- (3) 第5(3)の場合にあつては、別表3に掲げる区分毎の使用量による所定のポイント
- (4) 第5(4)の場合にあつては、購入価格、附属品及び設置に係る費用を含めた総額の1/10相当をポイントとして交付することとし、その上限は合わせて10万ポイント

2 1申請世帯に対し、交付できるポイント数は、住宅建築で最大30万ポイント、ペレットストーブ等による申請で最大10万ポイント、合計で最大40万ポイントとする。

第7 ポイントの交付

ポイントの交付を受けようとする者は、第5の各号のいずれかの要件を満たした場合において、ポイント交付申請書（様式第1号、第2号、又は第3号）に必要事項を記載し、別表4に定める添付書類を添付の上、受付窓口申請できるものとする。

- 2 受付窓口への申請は、事業実施年度の6月1日（その日が秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29条）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）であるときは、その日以後の直近の休日以外の日）から同年度の2月10日（その日が休日であるときは、その日以前の直近の休日以外の日）までとし、第5の区分ごとに、同一年度に1世帯につき1回の申請とする。
- 3 受付窓口は第1項の規定による申請があつた場合は、その書面を速やかに審査団体に提出するものとする。
- 4 審査団体は受付窓口から提出された申請内容を審査し、その結果を速やかに事業実施主体に報告するものとする。
- 5 事業実施主体は前項の規定による報告を受けた後、ポイントを交付する者（以下「交付対象者」という。）を決定し、当該交付対象者にあきた木材利用ポイント交付決定通知書（以下「ポイント決定通知書」という。）（様式第7号又は第8号）により通知することをもってポイントを交付するものとする。
- 6 事業実施主体は、必要に応じて現地調査ができるものとし、この場合においては、ポイントの申請者は、当該現地調査に協力しなければならない。

第8 ポイントの使用

ポイントを取得した者は、事業実施年度の7月1日（その日が休日であるときは、その日以後の直近の休日以外の日）から同年度の3月3日（その日が休日であるときは、その日以前の直近の休日以外の日）までに、助成金の交付又は県産品の交換のいずれかを選択し、申請を行うことができるものとする。

- 2 助成金の交付を選択できるのは、第5(1)、第5(2)、及び第5(4)②の場合のみとし、その他については、県産品との交換とする。
- 3 助成金の交付を選択した場合は、助成金交付申請書（様式第9号）により事業実施主体に申請するものとする。
- 4 事業実施主体は、前項の規定による申請があった場合は、内容を確認の上、適当と認めたときは、助成金交付申請書に記載された金融機関の口座へ助成金を振り込むものとする。
- 5 県産品との交換は、ポイント決定通知書に合わせて送付される商品交換カタログから希望する県産品を選択し、カタログ商品交換申請書（様式第10-1号、10-2号）により商品交換対応団体に申し込むものとする。
- 6 商品交換対応団体は前項の規定による申込みがあった場合は、内容を確認の上、速やかに対象県産品を申請者に発送するものとする。
- 7 事業実施主体は、所定の期間内に使用されなかったポイントについて、発行済みのポイント数に相当する県産品をポイントの取得者に対し、送付できるものとする。

第9 事業実施主体による事務の執行

事業実施主体は、県の予算の範囲内において、次の各号の掲げるポイントの交付等に関する事務を行うものとする。

- (1) ポイントの交付申請があった時は、第5に定める交付要件への適合を確認の上、先着順で受け付ける。
- (2) ポイント交付申請書の受け付け後は、当該交付対象者にポイント決定通知書（様式第7号又は第8号）を送付する。
- (3) ポイント交付申請書が予算の上限額に達した後に提出されたとき、又は申請が交付要件を満たさないときは、申請者に不採択の理由を付したポイント事業不採択通知書（様式第11号）により通知する。
- (4) 商品交換対応団体に対し、商品等の発送完了が確認できる書類及び請求書の提出を求め、これら書類を確認した後14日以内に、商品等の代金を商品交換対応団体に支払う。
- (5) 助成金の交付の申請があった場合は、申請者が取得したポイントに応じ、助成金を申請者に振り込み、その支払い内容を適切に記録する。
- (6) 県と共に、木材利用ポイント事業を広く周知するために、広報活動に努める。
- (7) 実績の取りまとめを行い、当月の内容を翌月の第2週までに県に報告する。
- (8) 木材利用ポイント事業による事務書類について、適正に管理・保管する。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この事業に係る事務の執行に必要な事項を行うものとする。

第10 ポイント交付の際に付す条件

事業実施主体は、ポイントを交付するときは、本要領第4から第8に準ずる条件を付さなければならない。

第11 ポイント交付の取消し等

事業実施主体は、発行申請の提出後に交付要件を満たさないこと、又は不適切な事項に該当することが明らかになった場合には、ポイントの交付を受けた者に通知したポイント交付決定を取り消すことができるものとする。この場合において、当該取消し後にポイントの交付を受けた者が交換商品又は助成金を受領している場合は、当該商品の返還又は交付ポイント相当額を返還させることができるものとする。

第12 個人情報の保護

事業実施主体は、この事業の実施に伴い申請者等から取得した個人情報を、この事業におけるポイントの交付及び交換等に関する目的以外の目的には利用しないこととする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年5月11日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、ウッドファーストあきた木材利用ポイント事業事務取扱要領（平成27年4月1日制定 林産-186）は、廃止する。
- 3 この要領は、平成28年8月8日に一部改正ののち、施行する。
- 4 この要領は、平成29年4月3日から施行する。

別表1 (第3 (2)関係 定義)

1	乾燥秋田スギ認証製品
2	JAS人工乾燥構造用製材品
3	JAS構造用集成材
4	JAS構造用合板
5	国土交通大臣認定等を取得した製品

大引、束、棟木（隅木、谷木を含む）及び母屋、垂木、根太、筋かい、間柱、窓まぐさ、窓台にあつては、上記製品を使用するよう努めるものとする。

別表2 (第5(1)関係 交付の条件)

延べ床面積	構造材及び下地材等使用量
80㎡未満	6 m ³ 以上
80㎡以上～ 95㎡未満	7 m ³ 以上
95㎡以上～110㎡未満	8 m ³ 以上
110㎡以上～125㎡未満	10m ³ 以上
125㎡以上	11m ³ 以上

別表3 (第5(3)関係 交付の条件)

区分	使用量	交付ポイント
床・内壁・ 天井	20㎡以上40㎡未満	5万ポイント
	40㎡以上	10万ポイント

別表4 (第7関係 ポイントの交付申請)

項目	住宅建築の場合	ペレットストーブ、薪ストーブを購入した場合	県産木製品等を購入した場合
提出様式	ポイント交付申請書 (様式第1号)	ポイント交付申請書 (様式第2号)	ポイント交付申請書 (様式第3号)
添付資料	本人確認のできる書類 (例えば運転免許証等)	本人確認のできる書類 (例えば運転免許証等)	
	住宅請負契約書もしくは住宅売買契約書の写し	領収書の写し	
	検査済証の写し	購入品の写真	
	現場で県産材利用を行っていることが分かる工事写真等	領収書に関する明細書	
	(材に関する)納品証明書(様式第4号又は、様式第6号)	その他根拠等	
(梁・桁に関する)木拾い表(様式第5号) ※第6(2)の要件による申請の場合のみ	/		